

(武石委員提出資料)

事業者ヒアリングに当たって

令和元年6月27日
一般財団法人
食品産業センター
武石 徹

第3回食品添加物表示制度に関する検討会の事業者ヒアリングにあたり、以下の通り意見を提出します。

1 「食品添加物表示」は「食の安全」に関わらない制度と整理すべき

第1回の検討会の意見書や前回の消費者団体ヒアリングの際にも発言した通り、食品添加物については、安全性を担保する仕組みが整備されており、その表示は「食の安全」に関わらない制度に分類されるべきものです。

このため、食品添加物表示は「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」のための制度と整理すべきと言えます。

現在でも、食品添加物表示は原料原産地表示などとともに「省略規定」の対象となっており、包材上のスペースが限界に近づいている現状を改めて十分に考慮した議論が必要と考えます。

2 頻繁な制度変更は混乱を招くので、全体像の議論を踏まえた慎重な議論を

第1回の検討会でも強調したように、2015年4月の食品表示法の制定に始まる毎年わたる食品表示制度の見直しにより、例えば中堅・大手事業者は包材の切り替え、原料調達など根拠資料の把握整理、表示関係のデータベース・システムの見直し等、多大なコスト(人件費含め)と時間を要しています。

また、中小事業者にとっては、コスト増に加え、複雑化する表示制度への対応も困難な状況となっており、経営に大きな影響を与えています。

これまでの制度変更を図示すると別紙のようになり、このような度重なる制度変更の中で事業者は表示切り換えのタイミングを図りかね、混乱しています。

第1回の意見書でも述べた通り、こうした頻繁な制度変更とともに個食化の進展による表示スペースの減少と義務表示の増加等による情報量の増加により、表示の視認性が低下し、消費者がアレルギー等安全性に係る表示を見落とし、事故に繋がるおそれもあります。

(武石委員提出資料)

現在、消費者委員会食品表示部会では、こうした懸念に対応するため、食品表示の全体像の議論を行っています。

食品表示は一括表示全体を消費者が商品選択の際に参考とするものであることを考慮し、単に、食品添加物表示を切り取った議論でなく、食品表示全体の議論を踏まえた慎重な議論が必要です。

3 食品添加物表示の見直しに関する会員事業者の意見を踏まえた整理

第3回検討会で行われる事業者のヒアリングを前に、当センターの会員企業・団体から、以下の項目について意見を求めたところ、様々な意見が出されました。

これから論点整理に向け、追加される意見も多いと考えますが、現時点で出されたものをもとに、ポイントのみ整理すると次の通りです。

＜項目＞

①一括名表示の在り方について

総じて、現状維持との意見が多く有りました。

②用途名併記の在り方について

用途名併記については、一部見直しの意見もありましたが、総じて、現状維持が望ましいとの意見が多く有りました。

③添加物不使用、無添加表示の在り方について

添加物不使用、無添加表示については、禁止すべきとの意見が多くありました。一方で、現状維持、公正競争規約により自主規制しているので規制強化に反対との意見もありました。

以上

(別紙)

